

ますだ ほろしん

令和6年度 税に関する絵はがきコンクール 優秀作品



中西小6年 大羽 健介



安田小6年 青木 摩弥

益田の特産品



とまと



鴨島はまぐり



ゆず



鮎 清流日本一高津川

令和6年度 租税教室

益田法人会は、令和6年度の締めくくりとなる租税教室を開催しました。
この事業は、社会貢献の一環として小学6年生・中学3年生を対象に20年前から行っているもの。

今回は、益田中学校、高津中学校及び中西中学校において税金の種類やその使い道など税金の基礎について説明した後、「税金の使い道」をテーマにグループワークを行いました。生徒達は、社会科での学習を振り返りながら税金の意義や大切さについて理解を深めた様子でした。

No	開催日	曜日	学校名	組	人数	回数	講師(敬称略)	
							会社名	氏名
1	2月4日	火	益田中学校	全	135	11	(株)全国観光公社	西村延剛
2	2月5日	水	高津中学校	1	32	12	(株)全国観光公社	西村延剛
				2	32	13	(株)全国観光公社	西村延剛
3	2月18日	火	中西中学校		14	14	(株)全国観光公社	西村延剛
小計					213		(講師 4名)	
小学校・中学校合計					442		講師 14名	

益田中学校 租税教室の様子 (2月4日)



第11回 3年生全体 講師 西村延剛さん

高津中学校(1組) 租税教室の様子 (2月5日)



第12回 3年1組 講師 西村延剛さん

高津中学校(2組) 租税教室の様子 (2月5日)



第13回 3年2組 講師 西村延剛さん

中西中学校 租税教室の様子 (2月18日)



第14回 3年生 講師 西村延剛さん

e-Taxの利用を促進

～ e-Taxを利用して事務の省力化やペーパーレス化を！～

e-Taxの利用促進を図るため、懸垂幕・横断幕を令和7年2月17日から3月17日まで益田合同庁舎の側壁とゆめタウン益田店2階手摺り部分に設置し、e-Taxを利用した確定申告の利用促進の働き掛けを行いました。



《よもやま話!!》

「父の日」に思う権威と権力

フリーランスライター 藤木 順平

春から夏にかけて「こどもの日」「母の日」ときて最後に「父の日」とくる。いちばん遅い！と落ち込んではいけない、お父さま方よ。大相撲をごらんください。結びの一番は横綱が出るし、寄席でも最後の高座は主任といわれる真打が登場する。「あとほど偉い」のだ。

とはいえ、「頼りない人、だらしのない人は？」と子どもに問えば、ほとんどが「うちのお父さん！」と答える世の中である。以前のお父さんの権威はどこへ行った。

権威と権力。「広辞苑（第六版）」によると、「権威＝他人を強制し服従させる威力（以下略）」「権力＝他人を押さえつけ支配する力。支配者が被支配者に加える強制力」。単純に言えば、権力は相手を一方的に従わせる力で、権威はそれを正当化する根拠。「少々きつなくてもあの人が言うのだからしょうがない」と思わせるのが「権威」である。家庭では権力はお母さんが握っていても、だらしのないと言われようが、権威はお父さんが死守してほしい。

権力者と権威者は二分しているほうが、なにかとスムーズに事が運ぶ気がする。

ある国の大統領は権力と権威の両方を欲しがっているようだ。うまく行くのかねー。

【筆者紹介】 藤木 順平(ふじき・じゅんぺい) / フリーランスライター。日本笑い学会会員。

女性部会「学びの会」を開催

女性部会は、2月28日益田商工会議所において「学びの会」を開催しました。

今回は手話教室です。講師に金井和義氏、手話通訳に藤井加奈恵氏、豊田美穂氏をお迎えし「手話通訳」を体験しました。聴覚障がい者は外見からは困っていることがわかりにくいと、周囲から誤解されることも多く。手話表現も1種類ではなく、手話は見る言葉（視覚言語）で物の形を手で表したのもや動物を手で表したのなどコミュニケーションの方法も多様な形があることを学びました。次に手話体験、まずは自分の名前（自己紹介）や日常生活（挨拶）、意思表示の手法を体験しました。

今回の学びの会を通じて聴覚障がい者は、一人ひとり、聞こえ方も、コミュニケーションのしかたも、現在までの経験も異なっていることを踏まえ、まずは聞こえない・聞こえにくい本人から、その置かれている状況を聞いて理解するよう心掛け、その人の用いるコミュニケーション手段を理解し、尊重することが大切だと感じた会となりました。



島根県西部県民センター 益田事務所玄関へ花苗の植栽

令和6年3月29日 島根県西部県民センター益田事務所（島根県益田合同庁舎）の入口に設置させて頂いたプランターに、季節の花を植えました。これは女性部会が社会貢献事業の一環として毎年行っているもので、訪れた方々が目にして心やかになって頂けるよう植栽をしました。



《令和6年度 新入会員のご紹介》

4月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
(株)アリスト 益田営業所	治 部 伸 介	益田市乙吉町イ89-10	082-527-0252	福祉業
山陰開発コンサルタント(株) 益田営業所	陶 山 勤	益田市乙吉町イ323-7 イースタンビル204号	0856-22-5157	総合建設 コンサルタント

6月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
(株)アリエス	寺 澤 陽 子	益田市七尾町2-38	090-4698-7370	不動産賃貸業
(株)K E S	桑 原 和 美	益田市高津4丁目23-7	080-1900-7145	電気工事業
(株)葵ペイント	齋 藤 勉	益田市かもしま北町8-1	0856-32-3437	塗装工

9月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
(株)アクア	久 保 誠 樹	益田市久々茂町イ648-2	0856-32-0992	管工事業

10月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
(同)魁	西 坂 尚 也	益田市東町31-102	0856-32-3237	土木工事業
(有)澄谷造園	澄 谷 保	益田市乙吉町イ449-1	0856-22-5128	造園業・ 土木工事業
広栄建設(株)	藤 谷 明 宏	益田市高津6丁目28-20	0856-23-2750	建設業
(株)ASA山陰中央	豊 田 昌 石	益田市乙吉町イ335-11	0856-22-1308	新聞販売業
(株)ミライト	山 本 浩 一	益田市乙吉町イ107-5	0856-32-9100	卸売業

11月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
益田川左岸南部地区土地区画整理組合	島 田 憲 郷	益田市中吉田町1003-1	050-3448-4574	土地区画整理事業
(一社)MASUDAカグラボ	神 田 惟 佑	益田市幸町8-18	070-8305-5128	サービス業
(株)ライフクリエイト いろはぼけん事務所益田店	増 野 樹 盛	益田市幸町3-2	0856-22-2289	保険代理店
(有)大場ぶどうファーム	大 場 耕 造	益田市中吉田町665	0856-23-2754	農業

12月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
(株)イワナミ	波 田 成 剛	益田市高津6丁目22-38	0856-22-7737	建設業・宅建業
(有)松本薬局	高 村 洋	益田市土井町2-22	0856-23-3367	薬局
山陰クボタ水道用材(株) 益田営業所	大 田 泰 史	益田市下本郷町277-10	0856-23-4625	管工事業
(株)ナカザフ	中 沢 健 二	益田市横田町154-1	0856-25-2955	建設業
T-ALLROUND PROJECT(同)	草 野 剛 之	益田市美都町仙道347-1	0856-52-3393	レジャー施設 (4輪バギーランド)
(株)聖道	金 聖 勲	益田市あけほの西町10-2 日本海ビル1F	0856-31-1537	飲食業
(株)柳井機工	柳 井 正 之	益田市大草町88-3	0856-22-6814	機械修理

益田法人会へのご入会ありがとうございます。よろしくお願い致します。



安野産業株式会社

本 社 益田市高津7丁目6番10号
TEL 22-2255
木材事業本部 益田市高津7丁目2番8号
TEL 22-1313
商事事業本部 益田市高津7丁目6番10号
TEL 22-7377
〔支店〕 広島・福岡〔営業所〕 浜田・大田

安全走行は益石の願い

J X T G エネルギー株式会社特約店
E N E O S グローブ株式会社特約店

益田石油株式会社

代表取締役 吉山典克

本 社 ☎ 22-0660(代)
ガ ス 部 ☎ 22-0660
中 吉 田 給 油 所 ☎ 22-1188
緑 ケ 丘 給 油 所 ☎ 22-0038
東 町 給 油 所 ☎ 23-6733

第3回 法人学校開校

2月20日(木)益田商工会議所3階大会議室において令和6年度第3回法人学を開校しました。

第3回目は、益田公共職業安定所 所長 亀山 誠也 氏をお迎えし、「求人・求職の現状について」以下の内容で講演をいただきました。

1 有効求人倍率の推移

ハローワーク益田(以下、「HW益田」)管内の有効求人倍率は1.65倍(令和6年12月末現在)。HW益田は、島根県の平均1.39倍より大きく益田圏域は人手不足が継続している状況、登録者数は減少基調で推移。

2 人手不足の現状

○ 雇用人員判断D I の推移(企業の雇用人員の過不足についての判断を示す指数)

2024年12月調査では、製造業より非製造業で不足超過幅が大きい。

全国と比べても山陰地域は、どちらの業種も不足感が強い。

○ 産業別の状況

産業全般に人手不足を感じているが、建設業、運輸・郵便業、医療・福祉などは特に不足感が強い。

○ 職業別の有効求人倍率の状況

保安、建設、営業などの職業の有効求人倍率が高い。

3 人手不足の原因

○ 少子高齢化による生産年齢人口の減少

65歳以上の人口割合が増加、生産年齢人口(15歳から64歳)は、1995年(平成7年)をピークに減少に転じ、ハローワークにおける求職者の年齢層も50歳以上の割合が増加

○ 若者の働き方に対する価値観の変化

キャリア形成意識(成長できるのか)の高まり又は転職に対して肯定的な考えなど

○ 求職者ニーズ、働き方の多様化

ワークライフバランス、福利厚生やキャリア開発などを重視する他、テレワーク、フリーランス、パート等多様な働き方を選択

○ 人材のミスマッチ

就労、産業などの大きな構造変化や職業によるミスマッチ

4 人手不足解消のためのヒント

○ 募集内容や募集方法の見直し(求人における表示内容の工夫や求人媒体の工夫)

○ 若手社員の離職防止、定着率の向上(仕事内容等を丁寧に説明、配置等、人材評価・処遇、新人教育への取組)

○ 女性やシニア層の雇用環境を整える(働きやすい環境、働き続けやすい制度、多様な働き方を可能とする制度導入)

○ 従業員のリスキリングやリカレント教育の推進(能力と業務のミスマッチの解消)

○ 業務のDX化の推進(業務の効率化や生産性の向上に繋がり、人手不足対策や人件費抑制に効果的)

○ 外国人材の活用(雇用する際は在留資格による就労制限に注意。障害者雇用も一考)

5 ハローワーク益田における求人者支援の取組

○ 会社説明会(定期的開催。事前告知のチラシを配布し、求職者へ参加勧奨などを実施)

○ ジョブガイドツアー(求職者に対する事業所見学会(HW益田職員が同伴))

○ リフレッシュ求人の掲示(求人条件の見直情報を求職者へ向けて情報提供(LINE・掲示版))

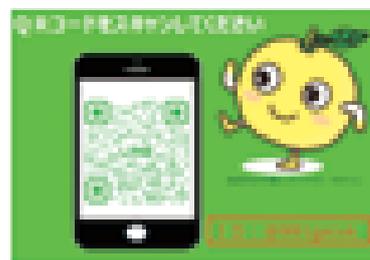
○ 新着求人情報一覧の掲示(庁舎内掲示板やハローワークインターネットサービス掲載)

○ 労働市場情報の提供(最新の求人・求職者の状況やバランスシート、賃金情報などを提供)

○ 求人条件、求人内容の見直し提案(魅力的な求人条件や求人内容となるように相談援助)

○ 各種助成金制度のご案内(雇用、労働分野の各種助成金についての相談、情報提供)

○ ユースエール認定制度(若者の採用・育成、雇用管理の状況など優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度)





随時 会員募集中！！

～ 是非！皆様のご加入をお待ちしております～

(公社) 益田法人会は、益田税務署管内の法人(個人)を会員として、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、「納税意識の向上」と「企業経営および社会の健全な発展」に貢献する団体です。

現在、益田市・鹿足郡の企業様816社(個人含む)で構成されており、年間を通して、税務研修会・講演会・社会貢献活動・会報誌の発行・会員交流事業など、様々な活動を積極的に行っております(R7.4月末現在)。

◎メリット

- ・正しい税の知識が身に付きます
- ・各種研修会・セミナー等を無料で情報提供致します
- ・異業種交流ができ、人脈が広がります
- ・福利厚生制度で、一部保険料の団体割引の適用があります 等

◎会費(口数は何口でも可能です)

一般会員	年間	1口	7,000円
賛助会員	年間	1口	3,500円

■お問合せ (公社)益田法人会 事務局
TEL(0856)23-7640



青年部会・女性部会の会員様も、募集しております！

青年部会

青年部会は、次世代を担う若手経営者の皆様により、様々な事業の開催やサポートを行っています。会の運営において、大変ご尽力を頂いております！

- ・部会員数：36名(R7.4月末現在)
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で50歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



女性部会

女性部会は、青年部同様に様々な会の事業活動をお手伝いしています。女性ならではの、柔軟さや華やかさも活かして、元気に活躍されています！

- ・部会員数：25名(R7.4月末現在)
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で75歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



…………… 【よくある質問！！】 ……………

Q1 「法人会」に加入するメリットは何ですか？

「法人会」では、いろいろな公益的な事業を実施しています。会員になるメリットは、様々な事業に参加いただくことにより、社会貢献への意識が芽生えて世の中のために活動したと実感を持つことができます。これらのことを通じて、様々な業種の方と知り合い、交流を深める場を提供しています。多くの経営者の方と親しくお付き合いし、ご自分の会社経営に役立てることができます。更に税務署を始めとする税務当局は、法人会をよく理解していただいております、親身になって相談いただける良好な関係が築けます。

Q2 入会しても、忙しくて研修やイベントに参加できない

活動に参加できなくても、様々な情報や会報誌、福利厚生制度、団体割引のある保険制度など多くの会員特典があります。また事業の多くは、社長様に時間がなければ、奥様や従業員の方に参加いただくことも可能です。

Q3 「法人会」へ入会すると、イベントなどの参加を強制されませんか？

各イベントへの参加はもちろん強制ではありませんので、お時間があり、ご関心のあるときにご参加いただければ結構です。なお、特定の政治団体等との特別な関係もありません。

Q4 「法人会」と税務署の関わりはどのようなものですか？

法人会は申告納税制度の推進に貢献している団体であることから、税務署は会員の指導や税知識の普及に力を入れています。特に、税務に関する研修会への講師派遣や、最新の税務情報の提供などの支援をいただいております。

Q5 税金のことは税理士に任せているので、加入不要ではないですか？

経営者は企業の最高責任者として実態を把握し、健全経営へと導く立場にあります。そのため、会社決算や申告手続、税務調査等は専門家である税理士に任せるとしても、経営上必要な最低限の税知識は持つ必要があります。